



松前町について

松前町は、渡島管内の最も南に位置し、人口は約6,500人、日本でも有数な桜の名所としても知られる、北海道唯一の城下町です。

漁業や畜産業、また、企業と連携した再生可能エネルギーの推進にも力を入れ、再生可能エネルギーを活用した産業の振興や地域の活性化を図るための取組を進めています。

数の子、スルメ、昆布を漬け込んだ「松前漬け」や津軽海峡で獲れる「松前本まぐろ」が特産品として知られています。

奨学金返還支援制度について

松前町では、町民の子弟を対象として奨学資金の貸付を行っており、要件を満たした場合には、返還を免除します。

奨学金貸付の対象者

次の条件をすべて満たす方

- (1) 身体健康、学業成績優秀でその性行善良である者
- (2) 世帯総所得600万円以内、当町の医療系の貸付を受けていない等

貸付金額

- (1) 高校・高専・専修学校（高等課程） 月額20,000円以内
- (2) 専修学校（専門課程）・大学 月額30,000円以内

貸付申請受付期間 毎年度2月1日～3月31日（年度当初の決定）

免除要件

- (1) 松前高等学校に入学した奨学生：貸付けを受けた期間と同等期間居住した場合
- (2) 松前高等学校以外の高等学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程）に入学した奨学生：貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間を居住した場合

免除額

- (1) 償還開始年当初から松前町に居住した場合：全額免除
- (2) 免除要件の居住期間まで達しない場合及び奨学金の未償還期間が、上記免除要件の居住期間と比べて短い場合：それぞれの居住期間の月数に応じて免除

お問い合わせ先

松前町教育委員会 学校教育課学校教育係

電話：0139-42-3060 FAX：0139-42-2211

E-mail：kyouiku2@town.matsumae.hokkaido.jp